特定非営利活動法人横浜日独協会　第１回理事会議事録

１．日　　時：2017 年 4 月 5 日（水）16:00 より 18:00

２．場　　所：横浜市市民活動支援センター５階会議室

３．出 席 者：

事務局としてＮＰＯ法人化検討委員会委員長齊藤進治より、本日の理事会は特定非営利活動法人横浜日独協会定款第 29 条に基づき、設立当初の役員（同附則１）である会長早瀬勇が招集し、開催されたことを報告し、承認された。本日は以下役員全員が出席した。

設立当初の役員：　会　　長　早瀬　勇
常務理事　能登　崇
常務理事　向井　稔
監　　事　四方田　彰

４．議長選出

事務局より、早瀬会長を議長とする旨が提案され、全員一致で承認された。

５．議事録署名人の指名

議長より第１回理事会の議事録署名人として早瀬会長、能登常務理事、向井常務理事の３名が指名され、全員一致で承認された。

６．議事

第１号議案　法人登記完了報告並びに登記後の諸手続きについて

事務局より、登記簿謄本や法人印鑑証明の取得が可能となる４月１２日以降、関係諸機関への届出等の諸手続を速やかに行うことを報告し、全員一致で承認された。

主な届出は、税務署への法人設置届出、横浜市への法人設立登記完了届出である。併せて、金融機関においては法人名義の新規口座（横浜銀行総合口座：定期預金 20 万円及び普通預金、ゆうちょ銀行：会費納入用）を開設することが承認された。

なお、ＮＰＯ法人に係る税務申告（講師謝礼等に係る源泉徴収、源泉所得税納期特例承認、青色申告承認申請等）については、市民活動支援センターでの税務相談を受けるなどして、円滑な法務事務処理にあたることを確認した。

第２号議案　新理事及び監事の選任について

法人設立総会で承認されているとおり、設立当初の役員を除く他の理事及び監事の選任を行う。役員選任は法人の総会における承認事項となるため、来る５月２０日に「臨時総会」を開催することが承認された。併せて、新たに承認された理事を含む全理事よる第２回理事会を速やかに開催し、会長以外の役員体制に関わる互選による選任等を行うことが承認された。

なお、設立当初の役員の任期は定款附則３にあるとおり、2019 年３月 31 日までとされていること、臨時総会で選任された役員の任期は、就任後２事業年度が終了した後の通常総会までであることを確認した。

第 3 号議案　定款の変更手続きについて

定款第 13 条第 2 項に定められている常務理事数について、法人体制の強化を図るため 5 人以内に変更することが承認された。

また、特定非営利活動促進法が改正（2017 年 4 月 1 日施行）され、貸借対照表を公告する方式となったことに伴い、定款第 52 条を変更することが承認された。

なお、定款 48 条にあるように、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければならないこと、同 2 件の変更手続には所轄庁の認証を得る必要はなく総会承認後の届出のみでよく、いずれも効力が議決後に発生することを確認した。

第 4 号議案　任意団体の資産の引継並びに同団体の解散について

本法人は、任意団体の総資産（預金現金）の 2017 年 4 月 2 日の現在高全額を新たな法人口座開設後速やかに移行（法人会計上は寄附金）させることを承認した。

また任意団体は、5 月 20 日開催の総会を「解散総会」とすることを確認した。

第 5 号議案　法人理事会の開催について

本法人の役員体制強化に合わせ、理事会は毎月開催を原則とすることを承認した。任意団体での運営委員会は置かず、毎月開催の理事会にオブザーバー出席を認めることとすることを承認した。

第 6 号議案　ＮＰＯ法人事務所での重要書類等の閲覧について

ＮＰＯ法人は、法人の怪異や利害関係人から閲覧の請求があった場合、正当な理由がある場合を除いて応じなければならない。法人の登記事務所である市民活動支援センター共同オフィス内に所定の閲覧書類を備置くことが承認された。

また、法人の信頼性向上を図るよう、内閣府ＮＰＯポータルサイト等を利用した積極的な情報の公表、横浜市のＮＰＯ支援サービスのメルマガ登録などが承認された。

なお、法人事務局用パソコンの新規購入に際し新たに取得したメールアドレスを今後使用していくことが承認された。

２０１７年4月１４日

議　　長

議事録署名人

議事録署名人